

令和2年7月豪雨により被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

下記の指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまにつきましては、令和2年7月4日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限が延長(※)されます。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含まれます。)

■指定地域

熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町
-----	--

※延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※なお、申告の手続きは可能な方は通常通り行っていただきますようお願いいたします。

さらに、令和2年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、申請により、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

※指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず、「申告・納付期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

熊本労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 096-211-1701